

資料 2

令和 7 年度
環境配慮型農産物 PR 事業
企画・運営等業務

業務仕様書

令和 7 年 3 月
岩手県ふるさと振興部県北・沿岸振興室

この「業務仕様書（以下「仕様書」という。）」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度環境配慮型農産物PR事業企画・運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、プロポーザルに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

(1) 名称

令和7年度環境配慮型農産物PR事業企画・運営等業務

(2) 目的

岩手県では、北いわてを中心に木、竹及びもみ殻などの未利用バイオマス資源を炭化させて製造する「バイオ炭」を生産し、それを農地に撒くことによって、農地の土壌改良と農地への炭素貯留を両立し、「環境に優しい野菜（以下「環境配慮型農産物という」）」を生産する取組を進めている。

本事業は、これまでの取組によって生産される農産物を活用し、環境配慮型農産物の認知度向上と、県内における今後の展開を見据えた連携を深める契機を作ることを目的とする。

なお、「バイオ炭」の詳細及び岩手県内におけるこれまでの取組については、5ページ以降の補足を参照のこと。

(3) 委託期間

委託契約締結日から令和7年12月26日（金）まで

(4) 委託料の上限額

1,353千円（消費税及び地方消費税を含む）

2 業務の内容

県と協議しながら、次の業務を行う。

本業務で扱う環境配慮型農産物の品目はキャベツ及びにんにくであり、産地は岩手町である。収穫時期が概ね7～9月であるため、同時期に（1）及び（2）を実施する。

(1) 食事交流イベントの開催

ア 概要

県内において、バイオ炭を使用した野菜が販売されるためのサプライチェーンを構築するため、今後連携することが見込まれる事業者（製炭業、畜産業、農業、流通業、小売業及び飲食サービス業等）を招き、（2）で提供するメニューの試食等を行いながら、意見交換等を行う食事交流イベントを開催する。

イ 仕様

① 食事交流イベントは、（2）に先行して、1回開催する。

② 定員は、20～30名程度とする。参加者からは、参加代金（飲食代金）を徴収する。

- ③ 会場は、(2)に参加する県内の飲食店とする。
- ④ 受託者は、イベントを行う飲食店の選定、メニューの調整、食材の調達、イベントの周知、参加者の募集、当日の運営及びアンケートの実施など、イベントの企画運営の一切を行う。
- ⑤ その他の仕様は自由提案とし、県との協議により決定する。

(2) レストランフェアの開催

ア 概要

県内において、バイオ炭を含む環境配慮型農産物の認知度向上及び一般消費者の受容度を調査するため、一定期間、レストラン等で環境配慮型農産物を使用したメニューを提供するとともに、飲食店及び一般消費者向けアンケートを実施する。

イ 仕様

- ① レストランフェアの開催店舗数は、県内飲食店5店舗以上とする。
- ② レストランフェアの開催期間は、概ね7月から9月までの間に、2週間程度とする。
- ③ 飲食店には、環境配慮型農産物を無償提供する。提供する農産物の費用は、委託料に含む。
- ④ 受託者は、レストランフェアを行う飲食店の選定・依頼、メニューの調整、食材の調達、イベントの周知、レストランのサポート及びアンケートの実施など、レストランフェアの企画運営の一切を行う。
- ⑤ その他の仕様は自由提案とし、県との協議により決定する。

(3) 情報発信

ア 概要

(1)及び(2)が円滑に進むよう、Webサイト及びSNS等で情報発信を行う。

イ 仕様

- ① 仕様は自由提案とし、県との協議により決定する。

(4) 業務報告

本業務に係る業務報告書(アンケート結果を含む)を作成し、提出すること。

3 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができるが、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を協議しなければならない。

また、受託者が委託する第三者についても、「企画提案実施要領」中、「3 プロポーザル参加者の資格に関する事項」に定める参加資格の要件(2)から(8)に準じること。

(2) 再委託の相手方

受託者は、(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めるとともに、可能な限り、障がい者の雇用又は社会参加が図られるよう、配慮するものとする。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に県に対して書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払が完了したときをもって受託者から県に移転することとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

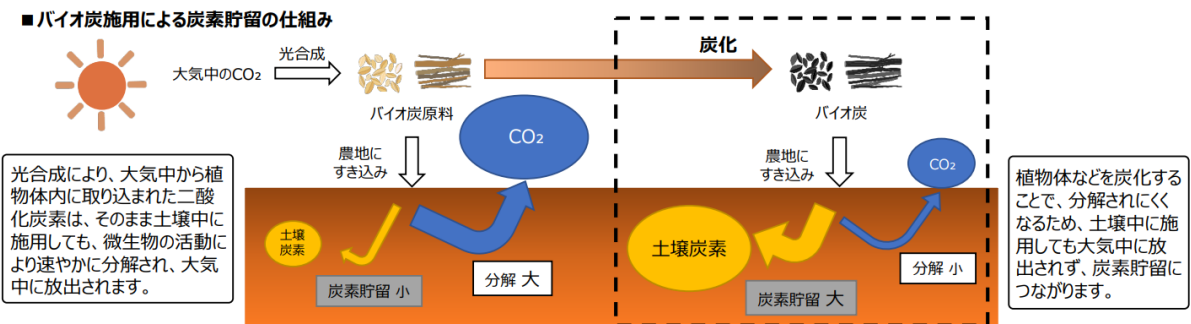
受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

補足 環境配慮型農産物（うちバイオ炭使用農産物）に関する岩手県の実施計画

(1) 環境配慮型農産物、バイオ炭使用農産物

農業分野では、化学肥料及び化学農薬の使用低減、プラスチックごみの排出等抑制など、環境負荷の低い事業活動が推進されている。バイオ炭（「燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物」）を使うことはこの活動の一環であり、バイオ炭を土壌に撒くことによって「土壌改良効果」と「土壌への炭素貯留効果」があるとされる。

このような環境負荷の低い農業活動によって、「おいしい」「安全・安心」といった現在価値に加えて、「自然環境保全」「食料確保」といった未来価値を農産物に付加することができる。



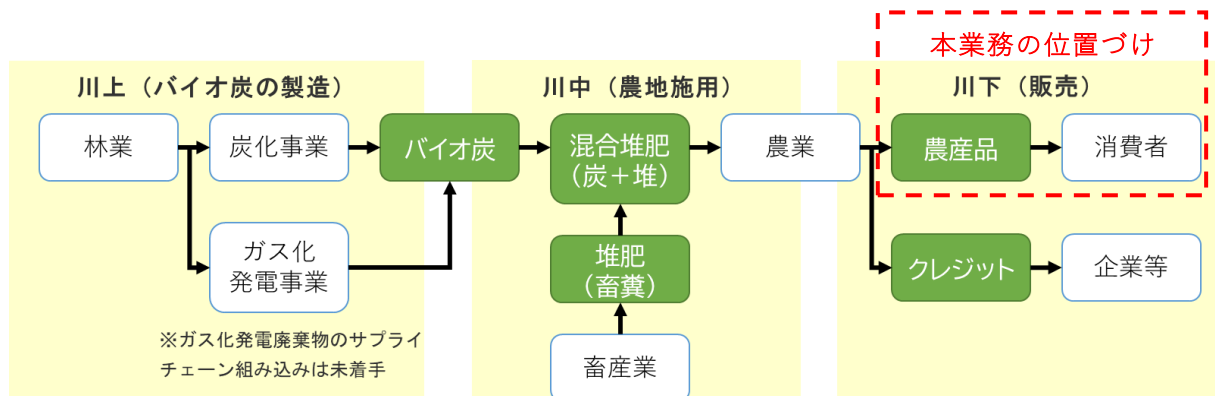
農林水産省 - バイオ炭の農地施用をめぐる事情 (R6.11)

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/attach/pdf/biochar-1.pdf>

(2) 岩手県のこれまでの取組

岩手県では、北いわて地域を中心として、地域の未利用バイオマス資源を活用して新しい価値（未来価値）を生むために、バイオ炭を製造し、たい肥と混合したうえで農地に施用し農産物を生産する実証事業に、県及び関係企業が取り組んできた。これまでに、製炭業者・堆肥業者・農家のマッチングによるサプライチェーンの構築を行い、令和6年度には実地における実証を行っている。

令和7年度には、実証農地で農産物が収穫できる見込みであることから、本業務により、農産物の販路開拓及び一般認知度向上を図る。



図：岩手県の取組スキーム



写真1：県内で製造されたバイオ炭
(チップ化された木材を専用炭化炉で炭にしている)



写真2：バイオ炭と堆肥の混合物を撒いている様子